

宮崎市観光PR動画制作、広告配信業務仕様書

1 業務の目的

宮崎市の食、自然、神話、観光名所、スポーツ、文化など、宮崎市ならではの魅力を短い時間の中で視聴者を引き込むことができる内容のPR動画を制作する。制作した動画は、SNSや動画配信サービス等を活用した動画による情報発信及び広告配信を行い、宮崎市の魅力を全国へ発信する。

2 業務の内容

(1) 企画制作

- ア 制作する映像の構成、台本作成、ナレーション原稿の作成
- イ 映像制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録
- ウ 制作した映像を収録したDVD・ブルーレイ各2本ずつの提出（盤面印刷含む）
- エ 当協会の公式YouTubeやSNS等で配信できるよう、複数のフォーマットに変換したデータの提出
- オ 本業務にて使用する制作物等の制作費、肖像権および著作権についての必要な手続き
- カ 制作物のWEBやSNSでの広告展開を見据えて、動画毎にサムネイルを制作すること
- キ 台詞やナレーション付きの動画の場合は、英語字幕入りの動画を別途提出すること
- ク その他、上記業務に付随する業務

(2) 映像作品制作（下記種類の動画合計4パターンを制作する）

- ア 宮崎市観光PR動画横型（15秒）（30秒）
家族で宮崎旅行に行きたくなる動画
30代～40代の九州在住の既婚者向け
動画配信サービスTVerで広告配信想定
- イ 宮崎市観光PR動画横型（15秒）
夫婦で宮崎旅行に行きたくなるゆったりとした旅行の雰囲気の動画
50代後半～60代の3大都市圏+九州在住者向け
動画配信サービスTVerで広告配信想定
- ウ 宮崎市観光PR動画縦型（15秒）
未婚者向けの活発的な宮崎旅行が楽しめる動画
20代～30代の2大都市圏+福岡県+隣接する3県在住者向け
当協会公式Instagramで広告配信想定

(3) 広告配信

- ア 制作した横型の動画を動画配信サービス TVer や当協会 SNS で配信
配信エリアは 3 大都市圏、九州地区
- イ 制作した縦型の動画を当協会 Instagram で広告配信
配信エリアは 2 大都市圏、福岡県、宮崎県と隣接する 3 県

3 業務期間

契約日から令和 5 年 3 月 22 日（金）まで
（企画制作から広告配信、報告書提出まで）

4 委託上限金額

動画企画・制作 2,600,000 円(税込)
広告配信 1,800,000 円(税込)

5 契約金額の支払

契約金額の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求できる。

6 企画について

(1) 制作する動画の構成

宮崎市の方言、あるある、観光地、グルメをもとに年間を通して宮崎市の魅力が伝わる内容とし、新鮮でインパクトのある動画であること。

動画制作の目的を十分に理解し、単に観光スポットを紹介するなどの企画とすることなく、ターゲットに対して本市への来訪意欲を喚起するような訴求力の高い映像及び内容となるよう工夫すること。

なお、特定の企業を PR するものとならないよう留意すること。

(2) 資料の収集

動画制作に必要な資料、映像等をできる限り多く収集し、素材をデータで提出すること。

7 取材・撮影について

(1) 動画の撮影

本業務に使用する映像は新たに撮影するものとし、やむを得ず既存の映像を使用する場合は宮崎市観光協会（以下当協会）と協議すること。

制作物等の制作費、肖像権および著作権についての必要な手続き（撮影・編集は

もとより、納品後の加工、放映（YouTube等へのアップやテレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたる肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）、出演・協力者および撮影地への交渉や許可申請、使用・出演料および交通費含む謝礼等の本事業遂行に係る調整および費用は全て委託費を含む。

8 著作権

- (1) 納品物の著作権は、当協会に帰属し、二次使用できるものとする。
- (2) 受託者は、納品された動画の著作権者人格権を、当協会及び第三者に対して行使しないものとする。また、納品された動画は、当協会及び協会が認めた団体等が作成するホームページや各種広報媒体において、随時使用、複製できるものとする。

9 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (3) 受託者の責に帰すべき理由により、協会又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、当協会と協議すること。
- (5) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ協会の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (6) 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、当協会の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする。
- (7) 当協会会員以外の事業者が委託先に決まった場合は、契約時に当協会の会員になっていただく。

10 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、当協会と協議すること。

11 書類の提出について

【質問書】締切：令和5年12月22日正午

【申込書、誓約書、法人概要】締切：令和5年12月27日（水） 17：00
（公社）宮崎市観光協会事務局に郵送又は持参、メールでご提出ください。

〒880-0811

宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壺番館3階
公益社団法人 宮崎市観光協会 観光誘致課 萩原・村社 宛

MAIL：萩原 hagiwara-f@miyazaki-city.tourism.or.jp

村社 murakoso-y@miyazaki-city.tourism.or.jp

※郵送で申し込まれる場合は、簡易書留扱いで提出してください。

※持参される場合は、平日8：30～17：15に持参してください。

【企画書、見積書】締切：令和6年1月10日（水） 正午

・企画書 社名あり1部 社名なし4部

・見積書 社名あり1部 社名なし4部

（公社）宮崎市観光協会事務局に郵送又は持参してください。

〒880-0811

宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壺番館3階
公益社団法人 宮崎市観光協会 観光誘致課 萩原・村社 宛

※郵送で申し込まれる場合は、簡易書留扱いで令和6年1月10日（水）正午必着
で提出してください。

※持参される場合は、平日8：30～17：15（12月29日～1月3日除く）に持参して
ください。